

工事における余裕期間制度の実施について

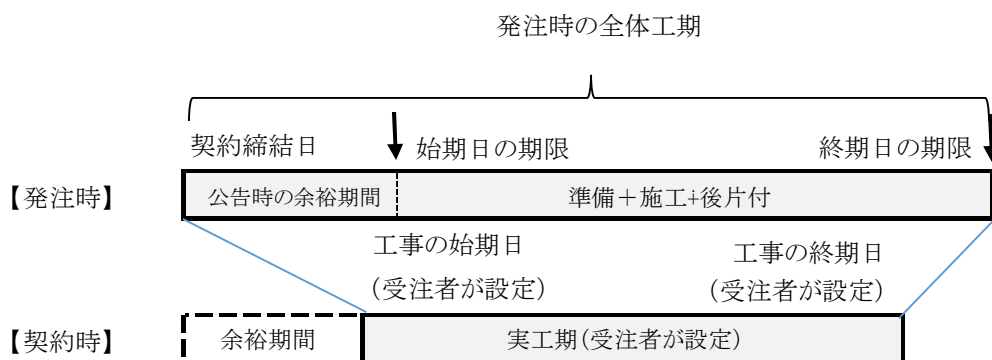
敦賀市では公共工事における施工時期の平準化に取り組むため、受注者が契約締結から工事着手までの間に建設資材や労働者の確保に充てる「余裕期間」を設定した工事を、一部の工事を対象に実施します。

【余裕期間とは】

発注者が工事始期日（実際に工事を開始する日）をあらかじめ指定することにより、契約締結日から工事始期日の前日までを「余裕期間」として、その期間中に労働者の確保や資機材の準備を行うことができることから、円滑な施工体制の確保を図るものです。

受注者は、「工事の始終期日通知書」を提出することにより、全体工期内で工事の始期日及び工事の終期日を設定することができます。

（余裕期間内は、測量や資機材の搬入等はできません。）



【用語の定義】

- (1) 工事の始期日：実際に工事（工事に係る準備期間を含む。）を開始する日をいう。
- (2) 工事の終期日：工事（工事に係る後片付け期間を含む。）の完成期限日をいう。
- (3) 余裕期間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期日の前日までをいう。（90日以内とし、発注者が定める。）
- (4) 実工期：実際に工事を施工するための期間で、工事の始期日から工事の終期日までをいう。
- (5) 全体工期：余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

【現場代理人及び監理技術者等の配置】

余裕期間中は、現場代理人及び監理技術者等の配置を要しませんので、契約中の他の工事に従事することができます。

【配置予定技術者届出書】

落札決定日の翌日までに配置予定技術者届出書を提出する必要があります。

監理技術者等や現場代理人は、工事の始期日から配置してください。

【工事の始終期通知書】

工事の始終期日通知書（様式第1号）は、落札決定日の翌日までに提出してください。提出期限までに通知の無い場合は、契約日を工事の始期日に、工事の終期日の期限から余裕期間を減じた日を工事の終期日として設定したものとみなします。

工事の始期日及び工事の終期日は、休日を除き自由に設定できます。ただし、それぞれ特記仕様書に記載された工事始期日の期限及び工事終期日の期限を超えて設定することはできません。

【契約保証】

契約保証の工期は、契約締結日から工事の終期日までとします。

【前払金】

前払金は契約日から工事の始期日後14日以内に請求してください。（工期は契約保証と同じ。前払金保証契約の発行日以降でないと請求できません。保証会社には、契約保証と同時に申込んでください。）

【提出書類等】

- ① 工程表、現場代理人等通知書、施工計画書の提出は工事の始期日まで
- ② コリンズ（CORINS）登録は工事の始期日から起算して10日以内（休日を除く）
（工期は全体工期を、技術者の従事期間は実工期で登録）
- ③ 契約締結後に全体工期の範囲内で工事始期日を変更する場合は、監督員と協議のうえ工事の始終期日変更請求書（様式第2号）を提出してください。

【工事の始期日前の取扱い】

- ① 余裕期間における現場の管理は、発注者が行います。
- ② 受注者は、余裕期間の間は工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）の着手はできません。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りではありません。
- ③ 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行ってください。